

日田市規則第31号

日田市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年7月6日

日田市長 棕 野 美 智 子

日田市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則

日田市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則（令和7年規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（都市計画事業等の特例に係る行為） 第6条 条例第7条に規定する規則で定める行為は、次のとおりとする。 (1)～(15) 略 (16) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系<u>（その支持物を含む。）</u>及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為 (17) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第120条第1項に規定する認定電気通信事業又は同法第143条の5第1項に規定する認定鉄塔等提供事業</u>の用に供する線路又は空中線系<u>（そ</u>	（都市計画事業等の特例に係る行為） 第6条 条例第7条に規定する規則で定める行為は、次のとおりとする。 (1)～(15) 略 (16) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為 (17) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第2条第4号に規定する電気通信事業</u>の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理

<u>の支持物を含む。)</u> 及びこれらに係る電気通信設備を収容する ための施設の設置又は管理に係る行為 (18)～(22) 略	に係る行為 (18)～(22) 略
--	--------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。